

公益社団法人 琉球耳鼻咽喉科学研究振興会

医学科生奨学金貸与募集要項

1.目的

本奨学金は、2年間の臨床研修終了後、直ちに沖縄県内の耳鼻咽喉科専門医研修施設において4年間医療に従事し、耳鼻咽喉科専門医を取得する意思のある学生に対し、その修学に必要な資金(以下「奨学金」という)の貸付を行う。

2.対象者

奨学金の貸与を受けることができる者は、次に該当する者とする。

- (1) 学業・人物が優れ、かつ身体が健康である者。
- (2) 申請時、医学を履修する課程に在学する5年生で、沖縄県内の耳鼻咽喉科の医師として勤務し、専門医を取得する意欲のある者。
- (3) その他上記(1)、(2)に準ずる者として会長が認めた者。

3.貸与内容

- (1) 奨学金の貸与額は、月額5万円とする。
- (2) 貸与期間は、医学科第6学年の4月から翌年3月までの1年間とする。
- (3) 貸与方法は、本人の指定する銀行口座に、毎月10日に送金する。
- (4) 卒業後、沖縄県内の耳鼻咽喉科専門医研修施設において研修カリキュラムに従い、臨床研修終了後4年間の専門領域研修を終了し、専門医を取得したものは償還を免除する。

4.応募方法

奨学金の貸与をうけようとする者は、連帯保証人をたて、(1)に掲げる書類を、当社団事務局に提出してください。募集期間は9月1日～3月15日とします。

(1) 提出書類

- ① 奨学生願書 (様式9)
- ② 日本耳鼻咽喉科学会沖縄県地方部会長*の推薦書(*琉球大学耳鼻咽喉科 鈴木幹男)
- ③ 履歴書
- ④ 在学証明書
- ⑤ 成績証明書
- ⑥ 住民票

- (2) 募集期間は原則として、貸与を希望する前年度の9月1日～3月15日とする。
- (3) 募集人員は若干名とする。
- (4) 奨学生の採用は、当社団所定の手続きを経て決定します。結果は本人宛通知します。

5.注意事項

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があった場合は、決定を取り消し、貸与金の返済を求められます。
- (2) 詳細は、医学科生奨学金貸与事業規程をご覧ください。

6.お問い合わせ

その他、ご不明な点がございましたら、下記事務局までご連絡下さい。

7.書類の提出先

〒903-0215 沖縄県中頭郡西原町字上原 207 番地 臨床研究棟 911 号室
公益社団法人 琉球耳鼻咽喉科学研究振興会 事務局
TEL:098-895-6070 FAX:098-895-6070

医学科生奨学金貸与事業規程

【目的】

第1条 この規程は、公益社団法人琉球耳鼻咽喉科学研究振興会(以下「この法人」という。)定款第3条及び第4条第3項の規定に基づき、沖縄県地域内における耳鼻咽喉科学領域に関する地域医療の振興・向上と、耳鼻咽喉科専門医の育成を目指し、医学を履修する学生に対しその修学に必要な資金(以下「奨学金」という。)の貸与を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

【奨学金の貸与対象者】

第2条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次に該当する者とする。

- (1) 学業・人物が優れ、かつ身体が健康である者。
- (2) 申請時、医学を履修する課程に在学する5年生で、沖縄県内の耳鼻咽喉科の医師として勤務し、専門医を取得する意思のある者。
- (3) 前2号に準ずる者として会長が認めた者。

【貸与額】

第3条 奨学金の貸与額は、月額5万円とする。

【申請及び決定】

第4条 奨学金の貸与を受けようとする者は、次の書類を募集期間中、会長に申請しなければならない。

- (1) 医学科生奨学金願書(様式9)
- (2) 日本耳鼻咽喉科学会沖縄県地方部会長の推薦書
- (3) 履歴書
- (4) 在学証明書
- (5) 成績証明書
- (6) 住民票

2 前項の申請があったときは、書類審査(必要に応じて面接審査等)を行い、理事会で貸与の可否を決定し、申請をした者にその旨を通知しなければならない。

3 貸与の決定を受けたもの(以下「奨学生」という。)は、給付を受ける年度の在学証明書を提出しなければならない。

【連帯保証人】

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は、2人の連帯保証人をたてなければならない。

2 前項の2人の連帯保証人は、1名は父母又はこれに代わる者とし、他の1名は別の独立した生計

を営む成人としなければならない。

3 第 1 項の連帯保証人は、奨学生が奨学金を償還しなければならなくなった場合、奨学生と連帯して債務を負担するものとする。

4 第1項の連帯保証人について、理事会でやむを得ないと認めた場合は、その限りではない。

【奨学金の交付期間】

第 6 条 奨学金を交付する期間は、1 年間である(第 6 学年)。ただし、会長が必要であると認めたときは、これを変更することができる。

【奨学金の交付】

第 7 条 奨学金は、奨学生に毎月交付する。ただし、会長は特に必要があると認めたときは、数ヶ月分を併せて交付することができる。

【奨学金の交付停止及び一時保留及び打切】

第 8 条 奨学生が休学又は停学の処分を受けた時は、その事由の発生した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の前月分までの奨学金の交付を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に交付された奨学金がある時は、その奨学金は当該奨学生が復学した日の属する月以後の分として交付されたものとみなす。

2 奨学生が、正当な理由がなく第 4 条 1 項に規定する書類を提出しない時は、奨学金の交付を一時保留することができる。

3 次に該当する事由が生じた時は、奨学金の交付を打切るものとする。

- (1) 奨学生が学校を退学、または死亡したとき。
- (2) 奨学生が病気等の理由により学習、研修等が困難と認められたとき。
- (3) 奨学金の貸与を辞退したとき。
- (4) 奨学金の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- (5) 偽りの申請、その他の不正な手段によって給付を受けたとき。
- (6) 理事会において奨学生として適当でないと認めるとき。

【奨学金の償還免除】

第 9 条 卒業後、沖縄県内の耳鼻咽喉科専門医研修施設において研修カリキュラムに従い、臨床研修終了後 4 年間の専門領域研修を終了し、専門医を取得したものは償還を免除する。

2 奨学生が死亡、傷病その他の特別の理由により奨学金を償還することができなくなったと認めるときは、申請により奨学金の全部または一部の償還を免除することができる。

【奨学金の償還】

第 10 条 奨学生は、医師免許取得より 6 年以内に奨学金を償還しなければならない。

2 特に必要があると認められるときは、償還の据置期間をおく事ができる。

- 3 奨学金の償還方法は、一括または年賦または半年賦による償還とする。
- 4 前項の償還方法が困難で、会長がやむを得ないと認めた場合においては、その限りではない。

【償還猶予】

第 11 条 奨学生が傷病、その他の理由により奨学金の償還が困難であると認めるときは、申請により相当の期間、その償還を猶予することができる。

【一時償還】

第 12 条 第 8 条に定める事由が生じた後も、奨学生が交付をうけていたときは、第 6 条の規程にかかわらず、当該事由が生じた後に交付を受けた奨学金につき、その全額の一時償還を請求することができる。

【利子及び延滞利息】

第 13 条 奨学金の償還金は無利子とする。

2 正当な理由がなく、奨学金を償還すべき日までに返済しなかったときは、当該償還金の額(千円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる)につき年 14.6%の割合をもって当該支払日の翌日から支払日までの日数によって計算した違約金を徴収する。ただし、会長が認めるときは、この限りではない。

3 前項の場合において、確定した違約金に百円未満の端数があるとき又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第 2 項に規定する年当りの割合は、閏年の日を含む期間内についても 365 日当りの割合とする

5 前 3 項の規定は、前条により奨学生が一時償還すべき金額を支払期日までに支払わなかった場合にこれを準用する。

【補足】

第 14 条 この規程に定めるもののほか、奨学金の貸与に関して必要な事項は、理事会の決議を経て定める。

【附則】

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条 1 項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

医 学 科 生 奨 学 金 願 書

令和 年 月 日

公益社団法人琉球耳鼻咽喉科学研究振興会
会 長 殿

(ふりがな)

本人 氏 名

㊞

年 月 日生(歳)

この度、貴社団の奨学金の貸与を受けたいので、所要書類添付の上申請致します。

施 設 名	大学医学部医学科 第5学年在学		
所 在 地	〒 ー		
連 絡 先			
希 望 貸 与 期 間	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日		
奨学金を希望する理由			
連帯保証人欄 1	ふりがな		㊞
	氏 名		
	住 所	〒 ー	
	本人との関係		
連帯保証人欄 2	ふりがな		㊞
	氏 名		
	住 所	〒 ー	
	本人との関係		